

技管第 172 号  
令和 2 (2020) 年 7 月 30 日

部内関係各課室長 様  
部内各出先機関の長 様

技術管理課長

「栃木県建設副産物実態調査要領」の改定について（通知）

栃木県建設副産物実態調査については、「栃木県建設副産物実態調査要領」により実施しているところですが、今般、下記のとおり改定し、令和 2 年 8 月 5 日から改正適用することとしたので通知します。

なお、本通知は栃木県建設産業団体連合会、関係機関および各市町へ送付していることを申し添えます。

#### 記

##### 1 改定の概要

建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）の廃止に伴う、建設副産物情報交換システム（COBRIS）への移行を踏まえた改定

##### 2 送付資料

- ① 建設副産物実態調査要領（CREDAS→COBRIS 移行）溶け込み
- ② 建設副産物実態調査要領（CREDAS→COBRIS 移行）見え消し
- ③ 【参考】建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）の廃止に伴う建設副産物情報交換システム（COBRIS）への移行について（通知）（平成 30 年 3 月 1 日付け技管第 346 号）

技術管理課  
技術調整担当 神山・岩岳  
TEL 028-623-2421  
FAX 028-623-2392

# 栃木県建設副産物実態調査要領

## 1. 適用範囲

この要領は、栃木県及びその外郭団体並びに栃木県内市町及びその外郭団体が実施する建設工事に係る建設副産物実態調査の実施に伴う調査について定めるものである。

## 2. 調査対象工事

栃木県及びその外郭団体並びに栃木県内市町及びその外郭団体の発注工事のうち、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（以下「COBRIS」という）に登録された最終工事契約金額が100万円以上の工事とする。

## 3. 調査対象期間

平成10年10月1日以降に完成する工事とする。

## 4. 建設副産物実態調査票（以下「調査票」という。）提出（入力）様式

調査票は、COBRISにより施工計画作成時及び工事完了時に必要な情報を入力し、出力した調査票を監督職員へ提出する。

## 5. 調査票の作成者

受注者が作成（入力）する。

## 6. 調査票の作成（入力）及び提出

調査票の作成（入力）及び提出については栃木県土木工事共通仕様書による。

## 7. 監督職員による内容確認

監督職員は、受注者から提出された調査票について、記載（入力）内容に間違いがないか、記載（入力）漏れがないか等のチェックを行ない、必要に応じて修正を指示する。

（COBRISを導入済みの発注者においては、エラーチェック機能等を活用して確認を行う。）

## 8. 調査票の毎年度入力期限

栃木県県土整備部技術管理課において毎年度の実績を集計するため、当該年度の竣工工事については、翌年度4月15日までに受注者による調査票の作成（入力）及び発注機関監督職員による内容確認を完了させる。

## 9. その他

国土交通省が実施する建設副産物実態調査（全国センサス）については別途定める要領等による。

## 附 則

本要領は、平成10年10月1日から適用する。

本要領は、平成11年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成14年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成17年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成19年4月1日から改正適用する。

本要領は、平成28年6月1日から改正適用する。

本要領は、令和2年8月5日から改正適用する。

技管第 346 号  
平成 30 年 3 月 1 日

部内関係各課室長 様  
部内各出先機関の長 様

参事兼技術管理課長

建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS) の廃止に伴う建設副産物情報  
交換システム (COBRIS) への移行について (通知)

このことについて、栃木県建設副産物実施調査要領に基づき「建設副産物実態調査票」を建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS) により作成し提出することとしておりますが、国土交通省関東地方整備局企画部技術課長から CREDAS について平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止するとの情報提供がありました。

このため、平成 30 年 4 月 1 日以降完成する工事については、下記のとおり対応することといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本通知は (一社) 栃木県建設産業団体連合会へ送付しておりますことを申し添えます。

記

- 1 平成 30 年 4 月 1 日以降に完成する工事 (最終契約金額 100 万円以上) について
  - (1) 受注者は、建設副産物実態調査票を建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成することとします。

なお、COBRIS の詳細については、(一財) 日本建設情報総合センターのホームページをご参照下さい。
  - (2) COBRIS を利用することにより、オンラインでデータ登録が行えるため、これまで電子媒体で提出していた建設副産物実態調査票の提出は不要となります。

なお、施工計画時、工事完成時に提出している再生資源利用計画書 (実施書) 及び再生資源利用促進計画書 (実施書) は従来のとおり紙での提出が必要です。
- 2 システム利用料について
  - (1) 平成 30 年度は、建設副産物実態調査 (全国センサス) が実施される予定であり、平成 30 年度は COBRIS 利用料が無料 (既に登録している機関は除く) となります。
  - (2) 平成 31 年度以降は有料となりますが、受注者の利用料金については、設計書の共通仮設費 (技術管理費) に含まれておりますことを申し添えます。
- 3 発注済みの工事について

既に発注済みの工事で平成 30 年 4 月 1 日以降に完成予定の工事については、監督員から受注者への指示をお願いいたします。

技術管理課 技術調整担当 吉成、鈴木 TEL 028-623-2421
---